



規 則

◇鳥取縣規則第十一號

昭和六年三月鳥取縣令第二十號產婆規則施行細則を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年三月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「産婆規則施行細則」を「助産婦規則施行細則」に改める。

この令中「産婆名簿」を「助産婦名簿」「産婆規則」を

「助産婦規則」「産婆試験」を「助産婦試験」「産婆試

験規則」を「助産婦試験規則」「産婆」を「助産婦」

「警察官吏」を「當該吏員」「産婆業務」を「助産婦業

務」「産婆學校」を「助産婦學校」「産婆養成所」を

「助産婦養成所」に改め第十一條乃至第十四條及び第十

昭和二十三年三月十二日 金 曜 日
第 千 八 百 九 十 號

本書ノ大キサハ國定規格A列5

六條乃至第十九條を削り第二十二條を次のとおり改める。
第五條、第七條、第八條、第九條、第十條ノ規定ニ違反
シ又ハ第六條ノ規定ニヨル檢閲ヲ拒ミタル者ハ二千圓以
下ノ過料ニ處ス

◇鳥取縣規則第十二號

昭和二十一年十二月鳥取縣令第九十五號醫師會及齒科醫
師會令施行細則はこれを廢止する。

昭和二十三年三月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

◇鳥取縣告示第百號

物價統制令第四條の規定により指定した昭和二十二年十
二月鳥取縣告示第五百六十六號（鳥取縣産生石灰及び消

石灰の販賣價格指定の件はこれを廢止する。

昭和二十二年三月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第百一號

次の施設を生活保護法第七條による保護施設として昭和二十三年二月十日認可しその事務費を下欄の通り定めた。

昭和二十三年三月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

事業種別	施設名	設置主体	所在地	一人一日當り事務費
引揚者職災者一般困窮者收容事業	鳥取市立 厚生寮	鳥取市	氣高郡湖山村白濱	一・三三三
母子保護事業	溝口町立 溝口母子寮	日野郡溝口町大字溝口		一・三三三
收容授産事業	境町立 境更生寮	西伯郡境町		一・三三三

昭和二十三年三月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 職務執行區域 任免年月日

清水清光 一村愛造 鳥取市 昭和廿三年二月十二日

岸本雲鳳 佐伯貞雄 西伯郡大山村 二月一日

遠藤達夫 谷村福一

鳥取縣告示第百三號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十三年三月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡用瀬町四二四番地

現住所及び開業地

昭和二十三年三月四日 第一、一一五三號

佐 野 節 子

大正四年十月五日生

鳥取縣告示第百二號

農林水産業調査員を次のように任免した。

鳥取縣告示第百四號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十三年三月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 鳥根縣仁多郡鳥上村大字竹崎一五二七番地

現本籍地 鳥取縣東伯郡竹田村大字穴鴨四六二番地

前住所及び開業地 東伯郡竹田村大字本地山六九二番地

現住所及び開業地 穴鴨四六二番地

昭和二十三年一月二十一日婚姻により前姓「大庭」を「河野」に本籍地及び開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので昭和二十三年三月十二日訂正

河 中 美 枝

大正十一年九月十日生

本籍地 鳥取市栗谷町一〇番地ノ一二

前住所及び開業地 本町三丁目一〇番地

現住所及び開業地 栗谷町一〇番地ノ一二

昭和二十三年二月十日住所及び開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので同年同月二十六日訂正

中 島 壽 賀

明治四十二年六月三日生

鳥取縣告示第百五號

助産婦名簿より次の者を取消した。

昭和二十三年三月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 氣高郡正條村大字窪村二八〇番地

開業地

昭和二十三年一月三十一日死亡により助産婦名簿取消方願出たので同年三月十二日取消

木 下 芳 子

明治四十年五月四日生

本籍地 鳥取市栗谷町一番地

開業地 富安三〇番地

昭和二十三年二月十五日住所變更により助産婦名簿取消方願出たので同年三月十二日取消

各 務 よ し の

明治二十一年九月十八日生

鳥取縣告示第百六號

昭和二十三年二月二十四日付厚生省告示第七號齒科用貴金屬配給手續規程第八條による指定貴金屬の販賣業を営もうとする者の登録申請期限を昭和二十三年三月十九日までとし申請書の様式を次のように定める。

昭和二十三年三月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

申請様式

齒科用指定貴金屬販賣業者登録申請書

第八條の規定により齒科用指定貴金屬販賣業者として登録せられたいので別記により申請する。

昭和 年 月 日

申請者

住所

氏名(法人の場合は稱號及び代表者) 何某

報告責任者

氏名

何某

鳥取縣知事 西 尾 愛 治 殿

- 別記
- 一、店舗の概略 瓦葺平家建(又は二階建)建坪何坪何合間口何間奥行何間其の他
 - 二、保管の方法 据付金庫何號型の設備を利用す
 - 三、經營の責任者 何 某
 - 四、報告の責任者 何 某

昭和二十三年三月十二日印刷
昭和二十三年三月十二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町